

「奈良県社会的養育推進計画」に関する
「奈良県子どもを虐待から守る審議会」委員からの意見及び対応

No	頁数	ご意見の概要	対応
1	18	個々の子どもの状況にあった適切な社会的養護の体制が必要。	「第3章基本理念と基本的な施策の方向性」の「2基本的な施策の方向性」において、「社会的養育を必要とする個々の子どもにとって最善の養育環境を保障する」としており、その考え方をもとに、施設、里親の充実、また地域への支援を含めた施設の高機能化・多機能化等についての取組を記載しています。
2	22	施策を進めるにあたり、子どもの意見を酌み取ることが必要。	子どもにはさまざまな意見があるが、「2当事者である子どもの権利擁護の取組」において、子どもの意見を酌み取る方策の検討を記載するとともに、今後の施策の推進、計画の見直しにあたり、子どもの意見を取り入れたいと考えています。
3	24	児童家庭支援センターと市町村が連携する体制も加えてほしい。	「4市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組」において、児童家庭支援センターと市町村の連携強化について記載しています。
4	24	市町村の担当者に里親について理解を深めてほしい。	「4市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組」において、市町村による里親への支援の充実に向けた研修の実施について記載しており、里親についての理解を深める取組を進めていきます。
5	25	保護者である親が里親委託に反対する場合があります、保護者への里親制度の周知が必要。	「5里親への委託の推進に向けた取組」において、「里親の意見を踏まえた里親制度の啓発」と記載しています。また、児童福祉司等の増員を図り、保護者への制度の周知を図っていきます。
6	25	フォスターリング機関も含めて、里親支援機関に関する指標を入れてほしい。	今回里親支援機関に関する指標は、記載していませんが、「5里親への委託の推進に向けた取組」において、フォスターリング業務の包括的実施体制の検討、里親支援機関に対する支援の充実について記載しています。今後の計画の見直しにあたり、指標の追加を検討します。
7	26	社会的養護を担う施設がもっている専門性や養育の質を大切に、児童養護施設が最後の受け皿ということを肝に銘じたい。	「7施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」において、「十分な受け皿の確保」を明記しています。一時保護や、代替養育が必要な子どもを確実に受け入れられるよう、里親、施設とも連携しながら計画を推進します。

No	頁数	ご意見の概要	対応
8	26	特別養子縁組を県ではどの程度把握しているのか。	児童相談所が関与している特別養子縁組の件数を確認しているが、「6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」において、民間あっせん機関との連携や支援について記載しており、民間での特別養子縁組の把握につなげていきます。
9	26	予期せぬ妊娠をした時の相談体制の構築が重要。	「6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」において、「予期せぬ妊娠に対する相談機関等との連携」について記載しています。
10	28	児童虐待への対応だけでなく、自立支援に重きを置くことが重要。	「9 社会的養護自立支援に向けた取組」において、自立支援に向けた取組を記載しています。計画期間中も引き続き自立支援のあり方について検討します。